

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		道路	幅員約4m、延長約42m
			その他公共空地（歩道状空地）	面積約126㎡
	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 1階の部分を住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿（以下「住宅等」という）の用に供するもの（ただし、1階の部分について、住宅等、工場、倉庫、自動車車庫及びこれらに付属するもの以外の用に供する部分を50㎡以上含み、かつ玄関、廊下、階段、倉庫、管理人室及び共同住宅の共用部分以外の住宅等に供する部分を有しないものは除く。） (2) 建築基準法別表第2（ほ）項第2号に掲げるもの（マージャン屋、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するものは除く） (3) 個室ビデオ店及びインターネットカフェ等（大阪府建築基準法施行条例第7条第1項第7号イ及びハに掲げるもの） (4) 工場（建築基準法施行令第130条の6に定めるものを除く。） (5) 倉庫業を営む倉庫 (6) 畜舎（建築物に付属するもので床面積の合計が15㎡以下のものは除く。） (7) 建築基準法別表第2（と）項第4号に掲げるもの	
		壁面の位置の制限	建築物の地盤面から高さ2.3mまでの部分において、外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離は、次の各号に掲げるものとする。 (1) 計画図に示す一点鎖線部（ア）の部分については、道路境界線から1.5m以上 (2) 計画図に示す一点鎖線部（イ）（道路及びその他公共空地（歩道状空地）の境界線。府道桜井停車場線から1.5mの範囲を除く。）の部分については、当該境界線から0.5m以上。ただし（ウ）の部分（（イ）のうち、両端1.5mを除く範囲）については、当該境界線から2m以上	
		建築物の高さの最高限度	16m ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5mまでは、当該建築物の高さに算入しない。	

		壁面後退区域における 工作物の設置の制限	壁面の位置の制限のうち、(2)により敷地境界線から建築物が後退した区域については、門、へい、かき、さく、広告物、看板、自動販売機、からぼり（ドライエリア）、建築設備機器など交通の妨げとなるような工作物を設置してはならない。
--	--	-------------------------	---

「区域、地区整備計画の区域、地区施設及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」